

荒尾市移住促進補助事業 Q&A

Q1 対象要件となる住宅購入の時期について知りたい。

A1 住宅購入の場合は、令和2年4月1日以後に所有権保存登記又は所有権移転登記を行ったことを要件としており、登記の日付をもって住宅の取得とみなします。

Q2 中古住宅は対象となりますか？

A2 対象となる住宅は、令和2年4月1日以後に新築、建売住宅、中古住宅、マンションを購入し、所有権保存登記又は所有権移転登記を行った場合が対象となります。
※相続・譲渡等購入の伴わないものは対象となりません。

Q3 以前、荒尾市に居住しており、再度荒尾市に住宅取得し、転入した場合は対象となりますか？

A3 再度荒尾市に住民登録された日から起算して過去1年以上、市外の市区町村に住所を有していれば対象となります。

Q4 子育て世帯等の要件はありますか？

A4 この補助金には、子育て世帯等の要件はありません。

Q5 両親と一緒に転入し、新築した住宅に居住する場合誰が対象になりますか？

A5 新築住宅の登記名義人の方が対象となります。
※また、世帯全員が本市へ過去1年以上住民登録がないことが条件となります。

Q6 補助金額は、住宅の不動産購入額によって変わりますか？

A6 一律に15万円となります。※ただし、15万円未満の購入時は対象となりません。

Q7 補助金を返還しなければならないことはありますか？

A7 定住期間として補助金の交付を受けてから3年以内に本市を転出した場合(転勤等一時的な転出の場合を除く。)や市税の滞納が生じた場合に当補助金を返還していただくことがあります。

Q8 本補助金の要件を満たす移住をして購入した住宅が、実家と同じ小学校校区になりますが、多世代住宅支援事業補助金対象となりますか？

A8 多世代(18歳未満の子ども世帯、出産予定を含む)で、同一小学校校区に子の祖父母が居住されていれば申請できます。その他の要件もありますが、全て要件を満たせば別途15万円の補助金が支給されます。

Q9 セカンドハウスや別荘の新築工事等は対象となりますか？

A9 取得した住宅に定住する意思をもって住民基本台帳に登録され、生活の基盤が市内にあることが要件ですので、対象とはなりません。

Q10 土地の取得は対象となりますか？

A10 土地の取得のみの場合は、対象とはなりません。住宅取得が要件です。

Q11 補助金の申請期限はありますか？

A11 住宅取得後、住民票を異動させた後、すみやかに申請してください。ただし、予算の範囲内において、受付を終了する場合がありますので早めに申請してください。

Q12 契約者と補助金の申請者が異なっても、問題はないですか？

A12 新築工事等の契約者であって、所有権保存・移転登記を行った者が申請者となります。

Q13 住宅完成までに本市に先に転入し、実家にて仮住まいをしていましたが、対象となりますか？

A13 建売住宅、中古住宅の購入の場合は、市外から転入した日から起算して住宅取得(所有権保存登記、所有権移転登記)までの期間が6か月以内、新築住宅の場合には市外から転入した日から起算して6か月以内に工事請負契約を行っていることが必要です。

Q14 併用住宅の条件は？

A14 居住することが必要となりますので、間取りなど図面を提出いただき確認します。